

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
**給与支払報告
 特別徴収**

事由	退職
記入例番号	5
ケース	1月から4月末の間に退職。一括徴収（義務）
異動後の未徴収税額の徴収	一括徴収

所在地	〒×××-△△△△ 東京都 豊島区 池袋		宛名番号	001
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツシヤ		職名	人事課 人事労務係 数 花子
氏名又は名称	株式会社 ○×商事		内線	-××××-××××
法人番号	1	2	3	4
個人番号	5	6	7	8
受給者番号	9	0	1	2
1月1日現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号		退職日	××年 1月 31日
異動後住所	□□県○市△△1-1-1		退職事由	1. 退職 2. 転職・長 3. 休職 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕
生 日	昭和50年 1月 1日		異動後の未徴収税額の徴収方法	2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
特別徴収税額(年税額)	(ア) 140,000円	(イ) 徴収済額 104,400円		
		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 35,600円		

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

退職後に出国（帰国）される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してく

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

一括で徴収した税額を納入する月を記入。
 ※1月以降の退職の場合は、一括徴収が義務付けられています。（ただし、給与や退職金が少なく控除できない場合は、普通徴収に切替）

理由	2. 一括徴収の場合	徴収予定月日	2月25日	徴収予定額(ウ)と同額	35,600円	左記の一括徴収した税額は、 2月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
理由	1. 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和××年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

1月末で退職した給与所得者の徴収方法を、2月分一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額)	140,000円(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額	104,400円(6月から1月分)
(ウ) 未徴収税額	35,600円(2月から5月分)
↑	
一括徴収税額(納入額と同額)	

※市町村記入欄	下である
---------	------

式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)